

第2号議案

函館港まつり協賛 函館ペリーボート競漕実行委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、函館港まつり協賛 函館ペリーボート競漕実行委員会という。

(事務所)

第2条 この団体の、事務所は函館市に置く。 住所 函館市若松町7-15

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、函館港まつり事業の基本理念に添って「みなとまち函館」をあらためて世界や未来に向けて発信するための事業として、函館ペリーボート競漕を行い、函館のまちの持つ資源や特性ある歴史や文化に触れていただき函館の観光に寄与することを目的とするとともに、平成23年発生した未曾有の東北大震災を踏まえて、同じ港町として立地する立場から復旧や復興の支えとなるような被災者を交えた函館ペリーボート競漕とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「みなとまち函館」のまちづくりに推進を図る活動
- (2) 函館の歴史ある資源・文化の広報活動
- (3) 函館港の天然の良港のアピール活動
- (4) 被災地東北支援活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 函館ペリーボート競漕の実施
 - ② 「みなとまち函館」の広報活動のパネル展支援
 - ③ その他の観光函館を支援するための必要な事業
 - ④ 被災地東北地方の学生チーム参加の広報活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の、構成員は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛成するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会について特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 会長は前項の者の入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその通知をしなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき

(脱 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に脱会することができる。

(除 名) 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。その会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名会長

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長は理事の互選とする
3. 監事は会長の指名による
4. 施行日は平成24年1月23日

第3号議案

役員名簿

函館港まつり協賛 函館ペリーボート競漕実行委員会

理事

須田新崇
黒田健治
堀岡慎吾
森川基嗣
福西秀和

菅原 徹
加藤 健太郎
折谷 泉
高野 元宏

計9名

監事

柏木 功

小原 聖悟

計2名

第5号議案

会 費 規 定

(総 則)

第1条 この団体の規約第8条による会費は、本規定の定めによる。

(会費の種別)

第2条 この団体の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会 費)

第3条 正会員の会費は年会費とする。

- (1) 個人の年会費は 年間 1,000円とする。
- (2) 団体の年会費は、年間 20,000円とする。

第4条 賛助会員の会費は以下のとおりとする。

- (1) 個人 一口 10,000円とする。
- (2) 団体 一口 50,000円とする。

第5条 この函館ペリーボート競漕に賛同した頂いた団体からの寄付行為は自由とし
経常収入に繰り入れるものとする。

第6号議案

寄付財産に関する件

20²⁶~~23~~. 12. 15 臨時総会時の財産目録

函館港まつり協賛 函館ペリーボート競漕実行委員会

該当なし